

2019年9月吉日

会員各位

株式会社INSPA  
事業本部

### 消費税法改正についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
日頃は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。

この度、消費税法改正につきまして当社クラブにおける消費税の取り扱いを下記の通りご案内させていただきます。内容をご確認いただきご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

2019年10月度より、各種会費・有料レッスン・パーソナルトレーニング等

●**現行 税別価格+消費税 8% → 改正後 税別価格+消費税 10%**

水素水オプションは軽減税率対象のため8%据え置き。

※2019年10月分以降の月会費については、入金日に関係なく消費税率10%での対応となります。

9月27日口座振替分(10月会費)より適用させていただきます。

※すでに頂戴している10月以降の月会費につきましても、差額のご精算が必要となります。

11月分以降の口座振替の際に、合算しご精算させていただきますのでご了承ください。

●**法人会員様年会費・カードご優待券・FFTチケットの増税分につきまして**

本来事前購入された分につきましても、10月以降のご利用分には差額のご精算が必要となりますが、日頃のご愛顧に感謝いたしまして利用期限迄はそのままご利用いただけます。

10月以降の更新時、チケット購入時より消費税10%を適用させていただきます。

●**消費税法改正が予定どおりに実施されない場合**

事前に徴収した差額は、次月以降の月会費に充当させていただきます。

今後も皆様にご支持いただけるよう努めて参りますので、変わらぬお引き立てのほどお願い申し上げます。

敬具

INSPA京都店  
マネージャー

小泉 達哉